別紙　２

始業前における臨時休業の判断基準

平成 29 年 9 月 12 日
高　校　教　育　課
特別支援教育室
スポーツ健康課

１　基本的な考え方

臨時休業の取扱いは，基本的には校長の判断によることとされているが，日本の領土・領海内に弾道ミサイルが落下する事態は，極めて異例の状況と考えられることから，臨時休業とするか否かは，校長と県教育委員会の間においてあらかじめ定めておく必要がある。

２ ミサイルの落下地点別の判断基準

○　日本の領海外に落下　　⇒　**通常登校**
○　日本の領土･領海に落下　⇒　**臨時休業**

３ 判断　→　通知　→　解除の流れ

①　ミサイルが落下した場合は，落下地点別の判断基準に基づき，校長が「通常登校」か「臨時休業」かを判断する。

②　次のミサイルのことは考えず，その都度判断する。

③　ミサイルが日本の領海外に落下した場合は，県教委から各学校への連絡は特に行わない。

④　ミサイルが日本の領土・領海に落下し，「臨時休業」となった場合は，県教委から各学校に確認のための連絡をする。また，マスコミへの連絡は県教委が行う。

⑤　「臨時休業」の解除の判断は，政府発表等の情報をもとに県教委が行い，各学校への通知及びマスコミへの連絡を行う。